

公益社団法人私立大学情報教育協会
平成 29 年度第 1 回電子著作物相互利用事業委員会議事概要

- I. 日 時：平成 30 年 1 月 20 日（土）14：00～16：00
II. 場 所：公益社団法人私立大学情報教育協会会議室
III. 参加者：角田担当理事、半田委員長、宮林委員、中村アドバイザー、渡辺アドバイザー（Skype）
事務局：井端事務局長、野本

IV. 検討事項

1. 文化庁文化審議会における「ICT 活用教育における著作物利用の円滑化に関する検討状況」について
 - ・ 文化審議会著作権分科会報告書で、法の適切な運用を確認するため、ソフトローの活用が政府による法規形式による方法以外の方策の一つとして挙げられる。
 - ・ 著作権法に関する教育・普及啓発が求められる。
 - ・ ICT 活用教育で、協働学習や課題探究型の教育が求められている。
 - ・ 大学として、法の適切な運用が問われている。
 - ・ 補償金制度が計画され、団体と教育コミュニティとの交渉やガイドラインの整備が必要と考えられていることなどが確認された。

2. 「著作権分野におけるソフトローに関する調査研究」のアンケート回答について
 - ・ 著作権情報センター附属著作権研究所からのソフトローについてのアンケート回答を確認し、とりあげるべき視点として意見メモを確認した。
 - ・ 学生の行動が問題となることがあり、学生という表記を示した方が良いのではないかと、権利者が学生に対して主張や行動を起こす必要があると考えられる。ただし、教育の中でリテラシーとして知識・理解を図ることも必要であろう。
 - ・ 公衆送信とクラウドの関係では、送信の方向性として課題提示してはどうか。
 - ・ 今回の内容では、財産権を放棄した部分は含まれていない。
 - ・ 研修などは、権利者側にも負担を持たせることが考えられないかなどの意見があった。
 - ・ ソフトローに関する意見としては、「著作権法の解釈に関するガイドライン等の策定」、「教材等を共有する対応について具体化・共通理解を図る必要性」、「契約・ライセンスの当事者、目的、期間、使用料などの明確化」、「引用方法、適用方法の周知徹底」、「著作権法の解説書」、「解説サイト」、「研修支援制度」、「普及啓発活動の徹底」などの視点を整理し、確認した。

3. 今年度の電子著作物相互利用事業について、教育コンテンツ相互利用システムの普及対応及び新規参加校の報告を確認した。